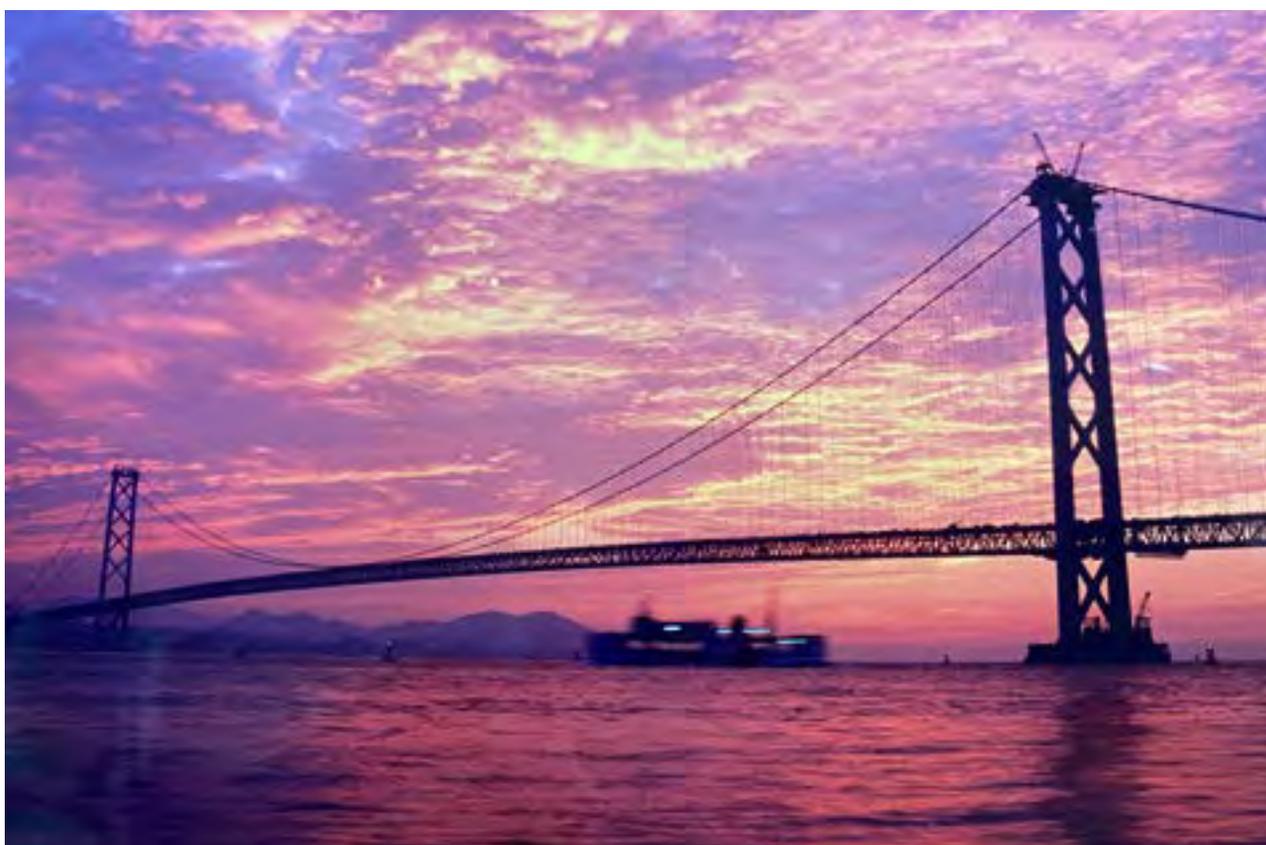
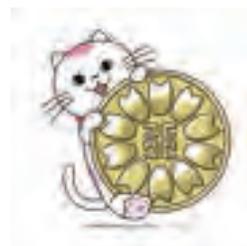




行政書士 あわじ

令和4年9月号



「夜明けの詩」撮影場所：松帆の浦 撮影者：寺岡克己



兵庫県行政書士会 淡路支部

ごあいさつ

今年4月に兵庫県淡路県民局長に就任いたしました藤原です。どうぞよろしくお願いたします。兵庫県行政書士会淡路支部の皆さまにおかれましては、平素より県政の推進、淡路県民局の事業の展開につきましてご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

淡路島には「食」「文化」「自然」などの地域資源が豊富にあり、とりわけ古来、天皇に食材を献上する「御食(みけつ)国(くに)」と呼ばれた食材の宝庫で、非常に魅力的な地域です。残念ながら、現在は、新型コロナウイルス感染症拡大により、その魅力を存分に発揮できない状況が続き、島民の皆さまの生活にもあらゆる面で影響が出ています。行政書士会の皆さまの業務においても日々ご苦労があるのでは、とお察しします。



淡路県民局長
藤原 祥隆

さて、淡路県民局では、島民の皆さまとともに、「2050年の淡路地域はこうありたい」という姿を描いた“淡路地域ビジョン2050”を今年3月に策定しました。ビジョンの基本理念「人と自然の“環(わ)”が広がる淡路島～「はじまりの島」からはじめらんか～」には、淡路島で暮らす人々の暮らしとそれを支えてきた自然の良質な関係が“環”となって広がり、誰もが安心して暮らし続けられる環境豊かな島にしよう、という思いが込められています。そして、日本の「はじまりの島」である淡路島から、新たな取組や挑戦が生まれ、未来に向かって発展し続ける島を目指します。コロナ禍という困難な状況は続きますが、ビジョンが描く活力あふれる淡路島を、皆さまと共に創造していきたいと思っています。

来年にはJRや観光事業者など共同して「兵庫デスティネーションキャンペーン」が予定され、今年はそのプレキャンペーンを実施中です。3年後の大阪・関西万博もあわせ、淡路の魅力在国内外に発信する又とないチャンスが続きます。この機を捉え、淡路島に多くの方をお迎えできるよう県民局としても努力してまいります。

もとより、新たな淡路の地域づくり、地域ビジョンの実現には、島民の皆さまの「参画と協働」、行政機関等との相互の連携が不可欠です。今後とも、行政書士会の皆さまには、地域と行政のパイプ役として、住民の方々の「頼れる街の法律家」として、さらなるご活躍を期待しております。引き続き、格別のご協力、ご支援を賜りますようお願い申し上げます、私のごあいさつといたします。

ごあいさつ



淡路支部長
瀧岡 光子

令和4年度兵庫県行政書士会淡路支部定期総会がコロナ禍の中、無事に終了しました。2年間、すべての支部行事が中止を余儀なくされ、4月の総会には、22名の出席をいただきまして、黙食とノンアルコールでの静かな懇親会でしたが、開催することができました。理事会では、メールや、グーグルフォームを利用して意見交換や決議を行い、コロナ禍での売上減少の対策として、支部会計よりコロナ支援金を支給させていただきました。

私事になりますが、平成4年に入会してから30年が経過し、その間、建設業・医療法人許可・農地法・官民境界確定・開発許可・産業廃棄物処理業・建築業・測量業登録・入札申請、酒類販売、飲食店、古物商、旅館業、風俗営業許可・車庫証明・自動車登録・運送業・経理記帳・法人及びNPO法人設立(登記を除く)・内容証明・契約書作成・支援金及び助成金、青年等就農計画認定申請等の業務を経験させていただきました。行政書士業務は、一万種類あるとも言われております。今後も、行政書士法第1条の目的である国民の利便に資するため、少しでも市民のみなさまのお役に立てれば幸いです。

高齢化の進む中、私たち行政書士が、行政と企業との橋渡しを行い「子育てや介護などと両立しながら、男性も女性も職場で活躍できる」そのような新たな時代を、築いて行く事ができたらと思います。令和4年4月より、施行される育児・介護休業制度を参考願います。

会員皆さまの業務にお役に立つ情報を伝達する事、また外部への情報発信として、淡路支部ホームページやFacebookを作成しております。ご閲覧ご利用をよろしく御願いたします。

令和4年度淡路支部定期総会

宮崎 正行

令和4年4月22日（金）16：00より、海月館にて令和4年度淡路支部定期総会が開催されました。

樋口正一会員司会のもと、都博志副支部長が開会を宣言し、瀧岡光子支部長から開会のあいさつがありました。引き続き、司会者から新入会員の紹介及び新入会員である田畑尊靖会員からの自己紹介がなされたあと、支部会員総数48名中42名（うち委任状出席20名）の出席がある旨の報告がなされました。その後、議長選出に移り、多田耕造会員が選出されました。議事に先立ち再度定足数の確認が行われ、定足数を満たし有効に成立するとの宣言があり、記録人及び議事録署名人を選出し、議案審議に入りました。

今回審議された議案は次の通りです。

- 第1号議案 令和3年度 会務及び事業報告 同承認の件
- 第2号議案 令和3年度 会計報告・監査報告 同承認の件
- 第3号議案 令和4年度 事業計画案 同承認の件
- 第4号議案 令和4年度 収支予算案 同承認の件
- 第5号議案 その他建議事項



第1号から第5号議案まで多田議長の取りまとめのもと、審議は円滑かつ迅速に進行し、すべての議案について異議なく承認可決されました。最後に大住勝宏副支部長のあいさつにおいて閉会を宣言し、総会を終了しました。

総会終了後、出席者の集合写真を撮影しました。撮影直前にマスクを外し、無言状態での撮影となりましたが、久しぶりにマスクの下の顔を見ることができ、少し安心した自分がいました。



その後、アルコールなしの懇親会が開催されましたが、コロナウイルス感染予防のため黙食、会話される場合はマスク着用のご協力をお願いしました。気を配りながらの懇親会となりましたが、懇親会を開催することができてよかったと思っています。一刻も早く新型コロナウイルス感染症が終息し、例年通り定期総会が盛大に開催できる日が訪れることを願っております。

令和3年度淡路支部第1回研修会の報告

宮崎 正行

令和3年12月13日（月）、洲本市文化体育館にて、淡路支部令和3年度第1回研修会を開催しました。この度の研修会は本会の研修会の映像を、インターネットを介してライブ配信するサテライト研修会となりました。淡路支部では初めての試みとなります。研修会は、神戸支部の谷口昌良先生が講師で淡路会場のサポートとして本会研修部の池口先生と桜井先生が来て下さいました。

研修内容は「空き家問題を行政書士業務に活かす ～異業種と連携でシナジーを生む～」でした。淡路島でも少子高齢化が進み空き家は年々増加しています。私が知っている空き家は屋根瓦が隣接する土地に落ちています。その空き家は数年前から誰も住んでおらず、定期的に誰かが様子を見に来ていることもありません。完全な空き家状態です。

空き家問題を解消するには「売る」「貸す」「潰す」の大きく3つあり、「空き家」のままにしない支援が必要とのことでした。谷口先生は相続や売却、解体など一括して対応するポータルサイトを運用され、登録した地元業者が相談に乗る仕組みだそうです。数年後には相続登記の義務化が施行される予定なので、今後より一層空き家問題は発生することと思います。

行政書士は空き家の所有者と直接関わることは多くありません。直接関わる時といえば、例えば、相続登記をした司法書士や売却を依頼された不動産業者より、家を相続した所有者から土地の地目が農地のままになっているという相談で非農地証明手続きや農地法第5条許可申請を行うときになるでしょうか。淡路島でもこの研修会をきっかけに空き家問題に積極的に取り組む会員が現れることを期待しています。

令和4年6月3日(金)、淡路支部の日帰り親睦旅行に参加させていただきました。

当初は2月の予定でしたが新型コロナウイルスの影響を受け兵庫県では、まん延防止等重点措置の実施期間が3月6日まで延長される等まだまだ新型コロナウイルスが猛威をふるっていたため、一度延期となっていました。ようやく感染者数も落ち着いてきましたので今回の参加者7名全員、感染対策をしっかり行い京都への楽しい旅行に向け出発しました。

まず最初に訪れたのは平安神宮でした。こちらでは花菖蒲が見ごろを迎えており水辺に咲く色とりどりの美しい花菖蒲に癒やされました。蒼龍池を渡る時の臥龍橋(がりゅうきょう)と称される石があるのですが池に落ちないように慎重に一步ずつ足を乗せて渡りました。その後お昼には、がんこ高瀬川二条苑で美味しい食事をいただきました。コロナ対策として食事以外はマスクを着用しての昼休憩となりましたが支部の先輩方との楽しい会話に、あっという間に出発の時間となりました。

次は京都鉄道博物館でした。入場してすぐに、SL機関車があり鬼滅好きの私は煉獄さんの無限列車編を思い出しました。こちらの施設は思った以上に広く子供の時に見た懐かしい新幹線や3階の展望デッキからは五重の塔を見る事ができたりと見どころ満載でした。

その後、最後は金閣寺に行き、金閣寺の屋根の上にある金の鳳凰が光り輝いていたのが印象に残っています。旅行日は気候的にも恵まれ自然の涼しい風を感じながらの観光となりました。歩いた後は京都といえば抹茶!という事で、皆さんで抹茶ソフトを堪能しました。

今回は少人数での旅行となりましたが大人の修学旅行のような本当に楽しい1日でした。このような楽しい企画を考えてくださって、お世話してくださりました支部の先生方に感謝申し上げます。



法の日の無料相談会 10月1日は、法の日です。

私たち行政書士は、司法書士会、土地家屋調査士会と合同で、毎年10月に淡路島内三市において無料相談会を行っています。(予約不要)

開催日	開催時間	開催場所
令和4年10月11日(火)	9:00~12:00 (受付11:30まで)	南あわじ市役所第2別館3階 多目的ホール
		淡路市役所2号館3階 大会議室
		洲本市役所本庁舎4階 会議室

コロナ蔓延防止・緊急事態宣言が発令された場合は、中止といたします。



お気軽に
ご相談ください!

問い合わせ先

☎ 0799-42-5968

(法の日 無料相談担当 宮崎宏明)

会社経営者や 個人事業主の皆さまへ



私たち行政書士は、企業を運営していくうえで必須となる書類（契約書や議事録等）や、許認可に関する書類（許可申請書や変更届等）の作成をする専門家です。

また、書類を官公署（市区町村や都道府県、警察署、各中央省庁等）に提出する手続について代理することができます。

さらに、近年では、知的財産権に関する相談業務や、補助金等の中小企業支援制度の申請サポートなど、中小企業のコンサルタントとして活躍する行政書士も増えています。

経営者と行政をつなぐパイプ役として、行政書士の業務分野は、日々拡大を続けています。

会 社を立ち上げたい

行政書士は、株式会社、NPO法人、医療法人、社会福祉法人、学校法人、組合等といった**法人の設立手続**とその代理（登記申請手続を除く）を行います。

また、電子定款の作成代理業務ができる行政書士に定款作成を依頼すれば、定款の印紙代が不要となるなど、費用面でも様々なメリットが生まれます。

なお、法人の中には、NPO法人や医療法人等、設立前に市町村や都道府県の認証・認可手続が必要となるものや、外国会社のように領事認証や在留資格認定申請が必要となるものがあります。行政書士は、そのような申請手続はもちろん、設立後の各種変更手続についても、総合的にサポートします。

契 約書を作ってほしい

会社を運営していると、様々な取引を行う場面があります。その際、多くの場合に契約書を取り交わす必要があります。

行政書士は、これら契約書の作成を行い、将来発生しうる**法的なトラブルの予防**のためのサポートを行います。

運 営について相談したい

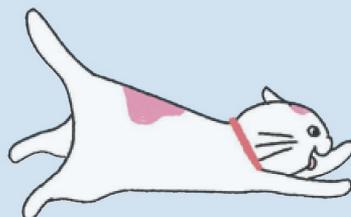
行政書士は法人の設立だけでなく、設立後の運営に関してもサポートしています。

行政書士業務は、企業の事業活動全般について助言、提案を行う、いわゆるコンサルティング業務の一面を有しています。経営者の良きパートナーとしても活用していただけます。

行政書士が行う主な**中小企業支援**には、次のようなものがあります。

- 事業計画支援
- 事業承継・事業引継ぎ支援
- 企業再生支援
- 経営革新支援、地域資源活用支援
- 農業経営改善支援、農商工連携支援
- ソーシャルビジネス、コミュニティビジネス支援
- エコアクション21認証・登録支援
- プライバシーマーク認証・登録支援 など

それぞれの分野について専門としている行政書士がおり、活躍の場を広げています。



建設業の許可をとりたい

一定規模以上の工事を請負う建設業を営む場合は、都道府県知事、または国土交通大臣の許可が必要です。

行政書士は、建設業許可の要否や、許可条件を満たしているか否かを調査・判断し、必要な書類の作成及び代理申請を行います。

また、**公共事業の入札に参加**するには、経営事項審査申請や、入札参加資格登録の申請等、煩雑な手続が必要となりますが、それらの手続についても、代理することができます。

数ある行政書士の許認可の申請業務の中でも、**建設業許可申請**は、今も昔も、行政書士の代表的な業務の一つです。



福祉事業を始めたい

有料老人ホームや、障がい者向け就労支援事業などの**福祉サービス事業**を始めると、各自自治体では、様々な基準が設けられています。

行政書士は、これらの基準をクリアするために必要な書類作成や手続を代理します。

会計記帳をお願いしたい

事業の経営状況を把握するためには、きちんとした**会計記帳**が必要です。しかし、毎日記帳を行うのは大変なことです。

行政書士は、これら記帳業務をはじめ、**決算書、財務諸表などの作成**を行います（税務申告業務は除く）。行政書士に依頼することで、記帳業務に追われることなく、本来の業務に専念することができます。

運送業を始めたい

トラック等を使う貨物運送業や**タクシー事業（旅客運送業）**を始めると、運輸局の許可が必要ですが、それには様々な要件があるだけでなく、多くの複雑な申請書を作成し担当窓口へ提出しなければなりません。行政書士は運送事業の申請代理を行うほか、開業にあたってのアドバイスやサポートまで行います。



許可申請をお願いしたい

企業の事業内容によっては、都道府県や市町村等、**行政の許可や認可**が必要な場合があります。

許認可の種類には、次のようなものがあります。

【廃棄物に関する許認可】

- 産業廃棄物処分量・収集運搬業許可
- 一般廃棄物処分量・収集運搬業許可
- 自動車リサイクル法に基づく解体業・破砕業許可 など

【不動産に関する許認可】

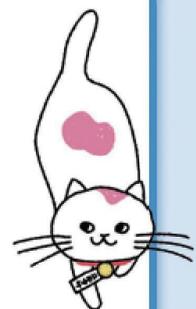
- 宅地建物取引業免許
- 建築士事務所登録
- 解体工事業登録 など

【リサイクルに関する許認可】

- 古物営業許可
- 金属くず商許可 など

これらは、数ある許認可のうちの一部に過ぎません。行政書士が扱うことのできる許認可に関する書類は、一万種類を超えていると言われています。

官公署に提出する申請書類の作成を業として行うのは行政書士だけです。



著作権について相談したい

著作権は作品(絵や文章など)を創作した時点で自動的に発生しますが、著作権を移転する場合の取引の安全性を確保したい、あるいは著作権に関する権利関係を公示したい場合は、文化庁による**著作権の登録制度**を利用することができます。

行政書士は、文化庁への登録申請業務を行います。また、著作権契約その他著作権に関する相談を受け付けています。

外国人を雇用したい

外国人を雇い入れるには、入国管理局への申請手続が必要となる場合があります。

入国管理局への手続は、原則として、外国人もしくは法定代理人が自ら入国管理局に出頭しなければなりません。しかし、一定の研修を受けた行政書士で、外国人等に代わって入国管理局で申請書等を提出することが認められた行政書士である**「申請取次行政書士」**に依頼すれば、申請人は**入国管理局への出頭が免除される**ので、仕事や学業に専念することが可能です。専門知識を有する申請取次行政書士が申請人の在留及び適切な雇用にサポートいたします。

民泊や旅館業を始めたい

民泊や旅館業を開業するには、営業開始前に保健所に必要書類を提出し、その施設が基準を満たしているかどうかの確認を受けたのち、**営業許可申請や届け出等**の手続が必要になります。

また、クラブや社交飲食店、麻雀店やゲームセンターなどを開業するのにも、営業開始前に警察署への**風俗営業許可申請**等の手続が必要になります。

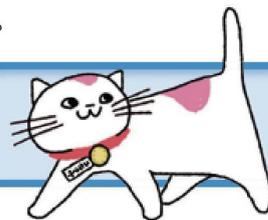
行政書士は、実現したい店舗の形態に合わせて必要となる書類を作成し、代理申請を行います。

知的資産経営について相談したい

「知的資産経営」とは、企業の経営理念、人材、技術力、ノウハウ、組織力、顧客とのネットワーク、ブランド等といった、**財務データには表れない資産**(知的資産)のうち、自社の競争力の源泉となっているものを見える化=魅せる化することにより、ステークホルダー(顧客・取引先・金融機関等)からの支持や評価を得て、事業の発展に役立てる経営のことをいいます。

知的資産経営の成果をまとめた「知的資産経営報告書」を作成し、開示・公表することは、経済産業省により推奨されています。

行政書士は、これら知的資産経営導入と知的資産経営報告書の作成をサポートします。



補助金制度を活用したい

国や地方自治体には、中小企業・小規模事業者向けの各種補助金制度が用意されています。

近年、これら補助金制度に関するアドバイザーとしての役割を担う行政書士も増えており、**発展や持続化を目指す中小企業・小規模事業者のサポート**を行っています。



兵庫県行政書士会の
ホームページもみてね!

行政書士に聞いてみよう!!

市民の皆さまへ



法律を専門とする国家資格者の中でも、特には幅広い業務をこなし、皆さまの暮らしに密着した法務サービスを提供するのが、私たち行政書士です。官公署に提出する書類だけでなく、法律上の権利に関わる書類や事実を証明するための書類を作成し、またそのための相談もお受けします。

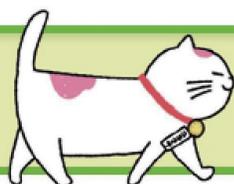
「まごころ」を花言葉に持つコスモスが、行政書士のシンボルです。私たちは、皆さまの暮らしの中で起こる様々な法律上の「困りごと」の解決を、まごころをもって、お手伝いいたします。

遺言書を作りたい

遺言書には本人が自ら手書きで作成する「自筆証書遺言」と公証人が作成する「公正証書遺言」、遺言内容を秘密にする「秘密証書遺言」があります。遺言書には法律で決められた効力があり、遺留分減殺請求権など相続人の権利も配慮して作成すべき場合があります。行政書士は、依頼に基づき、公正証書遺言の原案作成、証人の就任等によって遺言者の支援を行います。

相続について知りたい

財産相続では、遺言書がないときは、原則として相続人全員が書類により合意した文書に基づき、手続が進められます。行政書士は、依頼に基づき、遺産分割協議書・財産目録・相続関係説明図といった必要書類を作成し、またそのために必要となる様々な調査も行います。(不動産登記関係書類、税務関係書類、法的紛争が発生している場合の書類を除きます)



国際結婚をしたい

外国人が日本人や永住者と結婚し、適法に日本で在留する為には、婚姻手続に加えて、「日本人の配偶者等」や「永住者の配偶者等」の在留資格が必要となります。このように、外国人が日本国内において在留を希望する場合、活動内容もしくは身分関係によって在留資格が必要で、様々な種類の資格とそれに応じた要件があります。

行政書士は、外国人の在留やその他日本で適法に活動するために必要な申請手続について、お手伝いいたします。なお、入国管理局への取次は、申請取次行政書士が行います。

日本国籍をとりたい 日本で永住したい

外国人が日本国籍を取得するには、「帰化許可申請」が必要です。帰化許可申請には、一定の要件を満たしていることが必要で、在留資格や家族構成、就業状況等により、必要な証明書類や作成書類が異なります。また、日本で永住を希望する場合には、入国管理局で永住許可申請をしますが、この申請でも在留資格や在留状況等によって異なる様々な要件があり、それに応じた証明書類や作成書類が必要です。行政書士は、国籍や永住に関すること、また、涉外手続(国際結婚や離婚、相続、養子縁組等)について、専門知識で外国人の方のお手伝いをいたします。



住まなくなった **家** を貸したい

不動産の賃貸借については、借地借家法等によって当事者が守るべき事柄が定められています。また、大きな財産である土地や建物を他人に貸そうとするときは、トラブルを予防するためにも、**書面による契約**を結びたいものです。

行政書士は、契約書類を作成して法的トラブル防止のお手伝いをするほか、トラブルを解決したときに取り交わす協議書や示談書等の書類の作成も行います。

自 動車の車庫証明をしたい

車を買ったり、引越したり、車の所有者が変わったりして、自動車の新規登録や住所変更、名義変更の申請をする時に自動車保管場所証明書（**車庫証明**）の申請をする必要があります。解体などで廃車にする場合も抹消登録の手続が必要です。

行政書士は、このような自動車登録に関する申請や車庫証明、その他自動車に関する申請手続を行います。

こんなことでお悩みの方、**ADR** を利用してみませんか？



子どもが自転車に乗って…

お店の看板にぶつかってしまい、弁償を求められました。



借りていた部屋の…

敷金返還のことで大家さんともめています。



うちのワンコがお隣の…

飼い犬にかまれたので、治療代を払ってほしいんです。



日本で働いていますが…

上司に私の国の慣習を理解してもらえません。



ADR（裁判外紛争解決手続）は、当事者自身の話し合いを第三者がサポートする、裁判に頼らないトラブル解決の「助っ人」です。

行政書士ADRセンター兵庫では、兵庫県内で起こった4つの分野について、トラブル解決のお手伝いをいたします。

- ① 自転車事故に関する紛争
- ② 愛護動物（ペットその他の動物）に関する紛争
- ③ 居住用賃貸物件に関する敷金返還または原状回復に関する紛争
- ④ 外国人の職場環境・教育環境に関する紛争

お問い合わせ 行政書士ADRセンター兵庫（法務大臣認証番号：第111号）電話：078-371-8823



困ったら
まずは相談してね！

困ったときは、お近くの行政書士にご相談ください。
身近に行政書士がない場合は、兵庫県行政書士会の事務局へ
お気軽にお電話ください。（電話：078-371-6361）



兵庫県行政書士会淡路支部会員名簿

(令和4年8月31日現在 49名)

	氏名	事務所所在地	電話番号
淡路市	あきやま たいけい 秋山 康慶	〒656-1522 淡路市下河合622番地1	070-8349-1761
	いしがみ あきら 石上 昭	〒656-2131 淡路市志筑 386 番地 3	0799-62-1581
	いづつ よしのぶ 井筒 好信	〒656-2132 淡路市志筑新島 6 番地 22	0799-62-4681
	いわい たけし 岩井 威	〒656-1501 淡路市尾崎 846 番地 4	0799-85-1765
	かわばた ひでき 川端 英樹	〒656-2131 淡路市志筑3111番地67	0799-62-3206
	きたの てつや 北野 哲也	〒656-2223 淡路市生穂 1718 番地 3	050-5373-1678
	くらもと みつお 倉本 光夫	〒656-1511 淡路市郡家 1328 番地 9	0799-70-4081
	こたに いつじ 小谷 五治	〒656-1724 淡路市野島平林 98 番地	0799-70-4565
	さくらい ともや 桜井 智也	〒656-1721 淡路市野島墓浦127番地 4	090-5046-9217
	さんの はるお 三野 陽生	〒656-1711 淡路市富島 1146 番地	0799-82-2279
	たかたに みきこ 高谷 美喜子	〒656-2212 淡路市佐野 1334 番地 1	090-3873-0725
	ただ こうぞう 多田 耕造	〒656-2322 淡路市白山 279 番地	0799-74-3422
	たむら いくお 田村 伊久男	〒656-1602 淡路市育波 276 番地 40	0799-84-1988
	どうまん やすひで 道満 保秀	〒656-2131 淡路市志筑 2649 番地 5	0799-62-4035
	どひ まさる 土肥 勝	〒656-1721 淡路市野島墓浦 501 番地 6	0799-70-7283
	はまぐち たけひろ 濱口 雄裕	〒656-2131 淡路市志筑 1392 番地 1 岡野ビル 2 階	0799-62-5829
	はやし えいじ 林 栄二	〒656-1541 淡路市柳澤甲 7 番地	080-6116-3409
	ふくだ たつや 福田 龍哉	〒656-2144 淡路市下司 1218 番地 4	0799-70-7263
ふだば たかろう 札場 敬良	〒656-2334 淡路市釜口 627 番地 4	0799-74-6048	
やまぐち まさし 山口 昌志	〒656-2401 淡路市岩屋 524 番地 2	0799-72-5230	
洲本市	いまだ ちゅういち 今田 忠一	〒656-0053 洲本市上物部 452 番地	0799-22-4999
	おおすみ かつひろ 大住 勝宏	〒656-0101 洲本市納 321 番地 8	0799-22-2304
	さとう かずゆき 佐藤 一之	〒656-0014 洲本市桑間 192 番地 崎野ハイツ 302 号	0799-22-3202
	たきおか みつこ 瀧岡 光子	〒656-1311 洲本市五色町鮎原葛尾 147 番地	0799-32-1641
	たけだ しげる 武田 茂	〒656-0021 洲本市塩屋1丁目1番17号	0799-25-3230

	氏名	事務所所在地	電話番号
洲本市	たにもり こういち 谷 守 弘 一	〒656-0012 洲本市宇山1丁目1番20号	0799-24-3110
	てらおか かつみ 寺 岡 克 己	〒656-0012 洲本市宇山3丁目8番19号	0799-22-3031
	どい くみこ 土 井 久美子	〒656-0051 洲本市物部1丁目18番40号	0799-24-0640
	なかむら つよし 中 村 豪	〒656-0021 洲本市塩屋2丁目6番17号 洲浜ビル2階	0799-23-1770
	ひがしやま かつひこ 東 山 勝 彦	〒656-0025 洲本市本町1丁目6番28号	0799-22-1174
	ひぐち しょういち 樋 口 正 一	〒656-0012 洲本市宇山1丁目2番24号	0799-22-2874
	ひろせ まさゆき 廣 瀬 政 行	〒656-1301 洲本市五色町都志382番地1 五色センタープラザ1階	0799-33-0217
	ふなこし けんじ 船 越 健 司	〒656-0024 洲本市山手2丁目1番58号	0799-23-0086
	まつした あきら 松 下 明	〒656-1344 洲本市五色町鳥飼浦724番地	0799-34-0832
	みやこ ひろし 都 博 志	〒656-2541 洲本市由良2丁目1番1号	0799-27-0766
	もりたか えいじ 森 高 英 二	〒656-0013 洲本市下加茂1丁目2番26号	0799-25-6185
	やまもと ひろむ 山 本 弘	〒656-0025 洲本市本町3丁目3番14号	0799-25-2626
南あわじ市	おくの かずき 奥 野 一 喜	〒656-0424 南あわじ市榎列西川172番地	0799-42-5355
	さとふか よしたね 里 深 嘉 胤	〒656-0474 南あわじ市市市227番地9	0799-42-6666
	しょうだ ただお 庄 田 忠 夫	〒656-0521 南あわじ市潮美台1丁目24番地8	0799-52-3678
	たいち あきお 泰 地 昭 男	〒656-0511 南あわじ市賀集八幡南186番地4	0799-52-3711
	たにぐち なおみ 谷 口 直 美	〒656-0456 南あわじ市神代地頭方1264番地	0799-20-5333
	たばた たかやす 田 畑 尊 靖	〒656-0542 南あわじ市阿万吹上町52番地1	090-7105-1631
	なかお みわ 中 尾 美 和	〒656-0661 南あわじ市阿那賀1524番地1	0799-20-1197
	はまぐち とおる 濱 口 徹	〒656-0425 南あわじ市榎列小榎列199番地1	0799-42-6373
	みき あきほ 三 木 秋 穂	〒656-0341 南あわじ市津井1711番地	050-5235-9002
	みやざき ひろあき 宮 崎 宏 明	〒656-0436 南あわじ市八木新庄77番地	0799-42-5968
	みやざき まさゆき 宮 崎 正 行	〒656-0122 南あわじ市広田広田143番地5	0799-20-4647
	やすだ ともたか 安 田 知 孝	〒656-0455 南あわじ市神代國衙1300番地1 三栄ビル203	0799-43-3115

行政書士倫理綱領

行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。

1. 行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。
2. 行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。
3. 行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。
4. 行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。
5. 行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。



令和4年度兵庫県行政書士会淡路支部および兵庫県行政書士会(本会)役職

支部長	副支部長	副支部長	理事会計	理事総務	理事研修	理事企画	理事業務
瀧岡光子	都博志	大住勝宏	船越健司	樋口正一	宮崎正行	宮崎宏明	安田知孝
理事会員	理事非行政	理事綱紀	理事福祉	理事幹事	理事幹事	監事	監事
川端英樹	奥野一喜	山口昌志	三木秋穂	岩井威	桜井智也	泰地昭男	濱口雄裕
相談役	相談役・本会副会長	本会理事	本会監事	本会綱紀委員	本会選挙管理委員	本会通信員	
今田忠一	井筒好信	大住勝宏	瀧岡光子	山口昌志	三木秋穂	宮崎正行	

「行政書士あわじ」令和4年9月号

- 発行人 / 瀧岡 光子
- 編集委員 / 川端 英樹
- 発行者 / 兵庫県行政書士会 淡路支部
- 〒656-1311 洲本市五色町鮎原葛尾147番地
TEL:0799-32-1641 FAX:0799-32-1621



兵庫県行政書士会 淡路支部

<http://awaji.hyogokai.or.jp/>

兵庫県行政書士会 淡路支部

検索

Facebookもチェック



<https://www.facebook.com/awaji.hyogokai>